

非常変災時における措置について《R5・9・1改訂版》

【1】警報の種類

① 特別警報

- 午前7時の時点で、枚方市に特別警報が発表されている場合は、臨時休業とします。
- 在校中に発令された場合は原則として学校待機とし、教育委員会と連携して、適切な措置を行います。

暴風警報・暴風雪警報・洪水警報（その他の警報や注意報は該当しません。）

- 枚方市に、暴風警報・暴風雪警報、又は、洪水警報が発表されている場合は、警報の発表時刻により、措置が違います。

【2】警報が発表された場合

① 午前7時現在

警報発表中

- 児童の登校を見合わせ、解除になるまで自宅待機とします。

② 午前9時現在

警報発表中

- 児童の登校を見合わせ、解除になるまで自宅待機とします。

解 除

- 第2校時（午前9時35分）より授業を始めます。午前9時15分に登校班の集合場所に集まって集団登校させてください。
- 給食はあります。また、下校は平常通りです。

③ 午前10時現在

警報発表中

- 臨時休校とします。

解 除

- 第3校時（午前10時40分）より授業を始めます。午前10時15分に登校班の集合場所に集まって集団登校させてください。
- 給食はありませんので、午前中授業で下校します。（午後0時25分頃）
- ご家庭での昼食の用意をお願いします。

④ 登校後、在校中に警報が発表された場合

- 原則、学校に待機します。
- 学校が雨量の状況をふまえながら、通学路の安全確認を行うとともに、土砂災害警戒情報や避難指示の発表、発令の諸般の事情を勘案し、子どもの安全の確保が確認できましたら、小学校は引き渡し下校をします。なお、下校開始時刻等は、学校よりミルメール等でお知らせします。

お 願 い

- ☆警報解除により登校させる場合は、風雨の状況等を考え、登校させて下さい。
- ☆臨時休業になった場合、児童は自宅で過ごすようご指導よろしくお願いします。
- ☆留守家庭児童会の対応は、別途、留守家庭児童会から配られている対応一覧をご覧ください。

地震に関する措置について

- ・枚方市に震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休業の措置をとります。
 - （1）前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とします。
 - （2）土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とします。